

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国民生活センター(法人番号4021005002918)法人番号の役職員の報酬・給与等について(令和6年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、「独立行政法人国民生活センター法」(平成14年法律第123号)により、国民生活の安定と向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うこと、消費者紛争を予防するための活動を支援すること並びに重要消費者紛争について法による解決のための手続を適正かつ迅速に実施し、及びその利用を容易にすることとされている。また、「消費者基本法」(昭和43年法律第78号)により、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすことが求められており、これらの多様な業務を相互に補完しつつ一体性を持って実施していることから、当法人の主要事業を特定することはできない。

そこで、役員報酬水準を検討するに当たっては、官民格差を踏まえて改定される事務次官のモデル給与を参考とした。

事務次官の年間モデル給与…23,853千円(※)

※人事院「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み(令和6年8月)」

② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、平成18年から、業績給において、その算定基礎に理事長については法人の業務実績を、理事についてはその職務実績に応じて100分の0以上100分の150以下の範囲内で定める割合を乗じて得た額を含ませている。なお、俸給の月額に乘じる割合は「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和25年法律第95号)における指定職の期末手当を参考に決定している。

③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

理事長

理事長の報酬基準は、俸給、職責手当、通勤手当、特別手当及び業績給から構成されている。月額については、独立行政法人国民生活センター役員給与規程にのっとり、俸給の月額(929,000円)に職責手当(俸給の月額に100分の16を乗じて得た額)を加算して算出している。特別手当についても、独立行政法人国民生活センター役員給与規程にのっとり、特別手当基準額(俸給+職責手当+俸給×100分の25+(俸給+職責手当)×100分の20)に100分の168を乗じて得た額に、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の50を乗じ、更に基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和6年度においては、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等を踏まえ俸給の月額を929,000円に改め、特別手当基準額に乘じる割合を100分の165から100分の168に改め、業績給の俸給に乘じる係数を100分の306から100分の309へ改めた。

理事

理事の報酬基準は、俸給、職責手当、通勤手当、特別手当及び業績給から構成されている。月額については、独立行政法人国民生活センター役員給与規程にのっとり、俸給の月額(768,000円)に職責手当(俸給の月額に100分の16を乗じて得た額)を加算して算出している。特別手当についても、独立行政法人国民生活センター役員給与規程にのっとり、特別手当基準額(俸給+職責手当+俸給×100分の25+(俸給+職責手当)×100分の20)に100分の168を乗じて得た額に、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の50を乗じ、更に基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和6年度においては、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等を踏まえ俸給の月額を768,000円に改め、特別手当基準額に乘じる割合を100分の165から100分の168に改め、業績給の俸給に乘じる係数を100分の306から100分の309へ改めた。

監事(非常勤)

監事の報酬基準は、非常勤役員手当となっている。月額については、独立行政法人国民生活センター役員給与規程にのっとり、非常勤役員手当(111,000円、理事長の指名する者は454,000円)である。

なお、令和6年度においては、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等を踏まえ、非常勤役員手当の月額を111,000円に、理事長の指名する者の非常勤役員手当の月額を454,000円に改めた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	千円 18,419	千円 12,932	千円 2,562	千円 54 (通勤手当) 2,871 (業績給)			※
A理事	千円 15,290	千円 10,691	千円 2,118	千円 108 (通勤手当) 2,373 (業績給)			※
B理事	千円 14,129	千円 10,691	千円 2,118	千円 133 (通勤手当) 1,187 (業績給)	令和5年10月1日		◇
C理事	千円 14,158	千円 10,691	千円 2,118	千円 260 (通勤手当) 1,089 (業績給)	令和5年10月16日		
D理事	千円 1,186	千円 0	千円 0	千円 0 (通勤手当) 1,186 (業績給)		令和5年9月30日	◇
E理事	千円 1,284	千円 0	千円 0	千円 0 (通勤手当) 1,284 (業績給)		令和5年10月15日	
A監事 (非常勤)	千円 5,448	千円 5,448	千円 0	千円 0			※
B監事 (非常勤)	千円 1,332	千円 1,332	千円 0	千円 0			

注1:業績給とは主務大臣の評価の区分等に基づき、5段階の支給基準により支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「※」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額の内訳は端数処理の関係で一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長

当法人は、独立行政法人国民生活センター法により、国民生活の安定と向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うこと、消費者紛争を予防するための活動を支援すること並びに重要消費者紛争について法による解決のための手続を適正かつ迅速に実施し、及びその利用を容易にすることとされている。また、消費者基本法により、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発、教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすことが求められている。

今後もこれらの多様な事業について積極的な役割を果たしていくためには、理事長は消費者分野における経験や幅広い法的な知見を十分に有した者で、政府の審議会等において一定の発言権を確保しておく必要がある。また、関係行政機関、関係独立行政法人及び地方公共団体との連絡調整及び当法人の業務を推進するに際しての強力なリーダーシップを発揮する人材を確保する必要がある。一方で、そのような条件を満たす人材を登用するためには、当該分野における多様な業務を実施する他機関が存在しないことから、報酬を決定するに当たっては国家公務員指定職と同程度の待遇とすることが妥当であるが、その比較においてもその報酬水準は妥当なものと考えている。

なお、当法人の主要業務を情報提供事業、調査研究事業及び商品テスト事業に限定した場合、これらの事業を行う2法人(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構)の長の報酬実績と比較すると(「独立行政法人の役職員の給与水準等の公表(令和5年度)」による。)、前者が17,006千円、後者が20,257千円で2法人とおおむね同水準であり、その報酬水準は妥当なものと考えている。

理事

理事は、理事長が独立行政法人国民生活センター法及び消費者基本法により求められているミッションを確実に達成するために、消費者分野における経験や知見を十分に有する必要がある。また、理事長が関係行政機関、関係独立行政法人及び地方公共団体との連絡調整及び担当する業務を推進するに際しての強力なリーダーシップを発揮することを補佐する人材を確保する必要がある。一方で、そのような条件を満たす人材を登用するためには当該分野における他機関と同程度の待遇とすることが必要であるが、当該分野における多様な業務を実施する他機関が存在しないことから、報酬を決定するに当たっては国家公務員指定職と同程度の待遇とすることが妥当であり、その比較においてもその報酬水準は妥当なものと考えている。

なお、当法人の主要業務を情報提供事業、調査研究事業及び商品テスト事業に限定した場合、これらの事業を行う2法人(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構)の理事の報酬実績と比較すると(「独立行政法人の役職員の給与水準等の公表(令和5年度)」による。)、前者が15,155千円、後者で令和5年度中に就任した者が13,598千円から15,167千円で、2法人とおおむね同水準であり、その報酬水準は妥当なものと考えている。

監事(非常勤)

監事は、理事長が独立行政法人国民生活センター法及び消費者基本法により求められているミッションを確実に達成するために、全ての事業が効果的かつ適切に執行されているかどうか監視するため、消費者分野を中心とした知見や豊富な経験や知見を基に会計監査及び業務監査を実施する必要がある。

そのためには的確に監査業務を推進するに際しての強力なリーダーシップを発揮する人材を確保する必要がある。一方で、そのような条件を満たす人材を登用するためには当該分野における他機関と同程度の待遇とすることが必要であるが、当該分野における多様な業務を実施する他機関が存在しないことから、報酬を決定するに当たっては国家公務員指定職の給与を参考に定められている当法人の理事の俸給月額におおむねの執務日数の割合(週3日程度、同1日程度)を乗じて得た額を報酬としており、その報酬水準は妥当なものと考えている。

【主務大臣の検証結果】

役員の報酬(令和6年度)については、役員の業務実績を反映する業績給が当該法人業務に対する主務大臣の評価に基づき支給されており、同種の事業を行う他の独立行政法人の役員の報酬と比較しても、おおむね同程度の水準にある。役員が執行する事務・事業等を勘案すると、当該法人の役員の報酬水準は妥当であると認められる。

引き続き、他の独立行政法人の役員の報酬水準等にも留意しつつ、適正な報酬水準を維持することが必要である。

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
理事長	千円	年	月			
	該当者なし					
理事	千円	年	月			
	該当者なし					
監事 (非常勤)	千円	年	月			
	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職
公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事長	該当者なし
理事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人においては、平成18年から業績給を導入し、理事長の業績給の額は、俸給の月額に100分の309の割合を乗じて得た額に以下の評価結果の区分に応じて定める割合を乗じて得た額としている。理事の業績給の額は、俸給の月額に100分の309の割合を乗じて得た額に、当該理事の業務に対する評価結果に応じて、以下の評価結果の区分に対する割合を上限に、理事長が当該理事の業務に対する貢献度を総合的に勘案して決定した割合を乗じて得た額としている。なお、俸給の月額に乘じる割合は、一般職の職員の給与に関する法律における指定職の勤勉手当支給率を参考に連動させている。

(S:150/100、A:125/100、B:100/100、C:75/100、D:0/100)

また、平成27年度から当法人は中期目標管理法法人となり、独立行政法人評価委員会による評価から、主務大臣による評価を受けることと変更されたが、今後も業績給制度については維持することとし、必要に応じて見直す予定である。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人職員の給与水準を検討するに当たっては、当法人が多様な業務を相互に補完しつつ一体性を持って実施していることから、主要事業を特定することは困難であり、類似した事業を全て実施している独立行政法人は他に認められないこと、また、事業費の96.9%を国からの支出によって実施していることに鑑み、官民格差を踏まえて改正される国家公務員の給与水準を参考にしている。

なお、当法人の主要事業を情報提供事業、調査研究事業及び商品テスト事業に限定した場合、類似事業を実施している独立行政法人で比較的同様と認められる法人は、以下のとおりである。

①国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所……当該法人は、同じ独立行政法人として、類似する情報提供事業等を実施している(職員数111人)。

②独立行政法人製品評価技術基盤機構……当該法人は、同じ独立行政法人(行政執行法人)として、類似する情報提供事業等を実施している(職員数426人)。

③国家公務員……令和6年において、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の平均給与月額 は41万6,561円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、平成17年から業績評価制度(職員ごとに業務目標を設定し、達成度に応じて評価)を全職員に適用し、業績手当(注)及び特別手当の額に反映させるほか、管理職員に対して勤務評価を実施し、昇給時の号俸数に反映させている。

(注)業績手当とは、業績評価制度における目標の達成度に応じて俸給及び職務手当の月額に100分の3～100分の7の割合(休職者は0)を乗じて得た額を支給するものである。なお、業績手当の割合は、特別手当にも適用させている。

③ 給与制度の内容

独立行政法人国民生活センター職員給与規程にのっとり、職員の給与は、基本給(俸給及び扶養手当)及び諸手当(職務手当、業績手当、住居手当、超過勤務手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当及び特別手当)としている。

特別手当については、特別手当基準額(基本給+俸給×業績評価割合+管理職加算額+役職段階別加算額)に6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235を乗じ、更に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和6年度における主な改定内容

令和6年度においては、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等を踏まえ、俸給月額で100円から29,300円のベースアップ及び特別手当の支給率を0.1か月分引き上げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

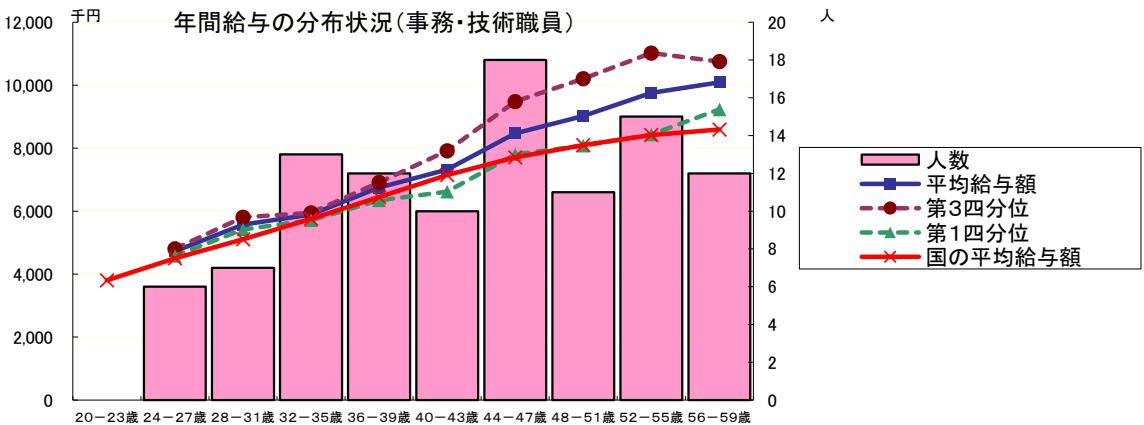
区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 104	歳 43.7	千円 7,996	千円 5,871	千円 138	千円 2,125
事務・技術	人 104	歳 43.7	千円 7,996	千円 5,871	千円 138	千円 2,125

注1:常勤職員の区分中、研究職種、医療職種及び教育職種は該当者がいないため省略した。

注2:在外職員、任期付職員、再雇用職員及び非常勤職員の区分は、該当者がいないため省略した。

注3:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
本部部長	7	53.1	11,552	12,406～10,208
本部課長	21	49.8	9,717	11,021～8,234
本部課長補佐	22	48.8	8,508	11,668～6,695
本部係長	34	42.1	6,998	10,114～5,570
本部主任	13	33.9	5,672	6,308～5,194
本部係員	7	26.1	4,783	5,135～4,452

注:表中「本部係長」とは、主査の職員をいい、「本部主任」とは、主事の職員をいう。

④ 賞与(令和6年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		71	71	71
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		29	29	29
一般職員	最高～最低	%	%	%
		29 ～ 29	29 ～ 29	29 ～ 29
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		71	71	71
一般職員	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		29	29	29
	最高～最低	%	%	%
		29 ～ 29	29 ～ 29	29 ～ 29

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 109.9 ・年齢・地域勘案 100.5 ・年齢・学歴勘案 107.0 ・年齢・地域・学歴勘案 98.5
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	当法人職員の給与水準の対国家公務員指数は109.9であり、国家公務員(100)と比べて9.9ポイント高くなっている理由は、以下のとおりである。 当法人は、独立行政法人国民生活センター法及び消費者基本法の規定に基づいて多様な事業を実施しており、これらの事業を確実に実施していくためには、高度で専門的な知識が要求されることから、専門職として大卒以上の学歴を有する職員を積極的に採用してきた。このため、国家公務員(行政職(一))の大卒者の割合64.1%(うち大学院修了者8.5%)に対し、当法人は95.8%(うち大学院修了者30.3%)と、大学卒以上の割合が極めて高い職員構成となっている。 また、当法人は、平成15年9月までは東京事務所を本部として、また同年10月以降は相模原事務所を本部として一元的に職員を採用し、定規人事異動を実施してきたが、東京都港区及び神奈川県相模原市の両事務所で行う事業は、相互に補完しつつ一体性を持って実施していることから、同一の給与体系を適用している。このため、相模原事務所に勤務する職員の給与が指数を高くする要因の一つであることは否めない。 このような事情がある中で、令和6年度については、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は98.5となり、国家公務員の指数と同水準となっている。 なお、当法人は、これまで、特別手当の減額、管理職手当の縮減、昇給幅の抑制、管理職員及び補佐職員の人数の削減等の措置を講じて、給与水準の抑制に努めてきたところである。 また、管理職員の割合は、国家公務員の管理職割合(行政職(一)6級以上)16.8%に対し、当法人では19.0%であるが、法人設立当初の24.6%に比して5.6ポイント減少させている。 今後も給与水準の適正化に向けた努力を継続する。
給与水準の妥当性の 検証	(法人の検証結果) 【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合:96.9%】 (国からの財政支出額:3,562百万円、支出予算の総額3,677百万円(令和6年度予算)) 【累積欠損額:0円(令和5年度決算)】 【管理職の割合:19.0%(職員数142人中27人)】 【大卒以上の高学歴者の割合:95.8%(職員数142人中136人)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合:34.3%】 (支出総額3,652百万円、給与・報酬総額1,254百万円(令和5年度決算)) 【検証結果】 当法人は、独立行政法人国民生活センター法により、国民生活の安定と向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うこと、消費者紛争を予防するための活動を支援すること並びに重要消費者紛争について法による解決のための手続を適正かつ迅速に実施し、及びその利用を容易にすることとされている。また、消費者基本法により、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等及び消費者に対する啓発及び教育、適格消費者団体支援等における中核的な機関として積極的な役割を果たすことが求められている。当法人がこれらのミッションを確実に達成していくためには必要な人材を確保していく必要があり、他に類似した事業を全て実施している法人等も認められないことから、国家公務員を参考とした給与水準は妥当と考えている。 ただし、支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合の大きさ等に鑑みて、引き続き社会一般の情勢に適合した水準となるように努めていく予定である。 なお、当法人は、これまで、特別手当の減額、管理職手当の縮減、昇給幅の抑制、管理職員及び補佐職員の人数の削減等の措置を講じて、給与水準の抑制に努めている。 (主務大臣の検証結果) 職員の給与水準(令和6年度)について、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は98.5であり、国家公務員と同水準であることから、適正であると認められる。 第5期中期目標を踏まえ、引き続き国家公務員の給与水準を十分に考慮し、給与水準の適正化を図ることが必要である。
講ずる措置	これまで、上記のとおり給与水準の抑制を行ってきたところであるが、令和6年度は国家公務員の給与水準と同水準となった。引き続き、公務員の給与改定に関する取扱いを踏まえ、必要に応じて措置を講じることとする。

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

○22歳(大卒初任給)

月額256,725円 年間給与3,827,759円

○35歳(主査)

月額369,075円 年間給与6,211,532円

○50歳(課長)

月額588,735円 年間給与9,951,461円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業績評価制度(職員ごとに業務目標を設定し、達成度に応じて評価)を全職員に適用し、業績手当(注)及び特別手当の額に反映させるほか、管理職員に対して勤務評価を実施し、昇給時の号俸数に反映させる。

(注)業績手当とは、業績評価制度における目標の達成度に応じて俸給及び職務手当の月額に100分の3～100分の7の割合を乗じて得た額(休職者は0)を支給するものである。業績手当の支給割合は、特別手当の計算基礎額にも反映させている。

業績評価制度及び勤務評価制度は今後も継続、必要に応じて見直していく予定である。

III 総人件費について

区 分	令和5年度	令和6年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,062,991	千円 1,129,813
退職手当支給額 (B)	千円 24,954	千円 63,392
非常勤役職員等給与 (C)	千円 421,655	千円 415,946
福利厚生費 (D)	千円 223,362	千円 233,772
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,732,962	千円 1,842,923

注:本表では、令和6年度を含む中期目標期間(令和5年度～令和9年度)を対象に記載した。
なお、「非常勤役職員等給与」欄には、派遣社員に係る外部委託費を含む。このため、「令和5
事業年度財務諸表」及び「令和6事業年度財務諸表」の付属明細書(「役員及び職員の給与
の明細」)に記載されている額とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

令和6年度の「給与、報酬等支給総額」は、1,129,813千円であり、対前年度
比6.3%の増となった。これは国家公務員に準じた給与改定を実施したこと等
によるものである。
「退職手当支給額」は、63,392千円であり、対前年度比254.0%の増となっ
た。これは長期在職した自己都合退職者の数が前年度より多かったことによる
ものである。
「非常勤役職員等給与」は、415,946千円であり、前年度と比べて1.4%の減と
なった。これは、非常勤職員等を適正に配置したことによるものである。
「福利厚生費」は、233,772千円で、前年度と比べて4.7%の増となった。これ
は社会保険料の料率改定及び給与改定に伴う社会保険料の増額によるもので
ある。
これらの事情を踏まえ、「最広義人件費」は、1,842,923千円となり、前年度と
比べて6.4%の増となった。
なお、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣
議決定)に基づき、平成30年1月から以下の措置を講じている。
役員及び職員に関し講じた措置の概要:国家公務員の退職手当の引下げに
準じて、国家公務員と同様に退職手当を3.08%引き下げた。

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

職員の定年年齢は61歳である。職員については、「国家公務員法等
の一部を改正する法律」(令和3年法律第61号)の施行により、国家公務
員一般職の定年が引き上げられたことを踏まえ、令和5年4月1日に定
年年齢を60歳から61歳に引き上げた。定年年齢の引上げに伴い、59歳
に達した後の最初の4月1日に管理職員は非管理職(課長補佐級)に、
課長補佐級は主査に降格する役職定年制度を設けたほか、60歳に達し
た後の最初の4月1日に1級下に降格することとし、60歳までの間のピー
ク時の俸給の6.5割水準に該当する号俸に格付することとした。

V その他

特になし。